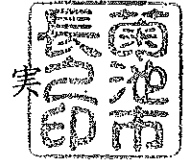


菊池市告示第 207 号

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定により、景観計画を定めたので、同法第 9 条第 6 項の規定により、次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 29 年 12 月 11 日

菊池市長 江 頭



1 景観計画の名称

菊池市景観計画

2 景観計画を定める土地の区域

菊池市全域

3 効力の発生する日

平成 30 年 2 月 1 日

4 縦覧場所

菊池市隈府 888 番地

菊池市役所建設部都市整備課